

人事委員会 規則番号	人事委員会規則名	公布年月日
人事委員会規則 第 4 号	さいたま市職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	令和4年11月2日
人事委員会規則 第 5 号	さいたま市職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	令和4年11月2日
人事委員会規則 第 6 号	さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	令和4年12月28日

さいたま市人事委員会規則第4号

さいたま市職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の定年等に関する条例施行規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(定年に達している者の採用等)</p> <p>第2条 職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第28条の6第4項</u>に規定する職員を除く。）の採用は、採用しようとする者が当該採用に係る職について定められた定年に達しているときには、行うことができない。ただし、かつて職員として任用されていた者のうち、引き続き国家公務員の職、他の地方公共団体に属する地方公務員の職、特別職に属する地方公務員の職又はさいたま市職員退職手当条例（平成13年さいたま市条例第46号）第11条第5項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員の職に就き、引き続きこれらの職に就いている者（<u>これらの職のうち一の職から他の職に1回以上引き続いて異動した者を含む。</u>）の、その者が当該採用に係る職を占めているものとした場合に定年退職（条例第2条の規定により退職することをいう。以下同じ。）をすることとなる日以前における採用については、この限りでない。</p> <p>2 職員の他の職への異動（<u>法第28条の6第4項</u>に規定する職員となる異動を除く。）は、その者が当該異動後の職を占めているものとした場合に定年退職をすることとなる日後には、行うことができない。ただし、<u>勤務延長職員（条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員をいう。以下同じ。）を、組織の変更等により勤務延長（同条第1項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。以下同じ。）に係る職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする職に昇任し、降任し、又は転任</u></p>	<p style="text-align: center;">(定年に達している者の採用)</p> <p>第2条 職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第28条の2第4項</u>に規定する職員を除く。）の採用は、<u>再任用（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）</u>の場合を除き、採用しようとする者が当該採用に係る職について定められた定年に達しているときには、行うことができない。ただし、かつて職員として任用されていた者のうち、引き続き国家公務員の職、他の地方公共団体に属する地方公務員の職、特別職に属する地方公務員の職又はさいたま市職員退職手当条例（平成13年さいたま市条例第46号）第11条第5項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員の職に就き、引き続きこれらの職に就いている者の、その者が当該採用に係る職を占めているものとした場合に定年退職（条例第2条の規定により退職することをいう。以下同じ。）をすることとなる日以前における採用については、この限りでない。</p> <p>2 職員の他の職への異動（<u>法第28条の2第4項</u>に規定する職員となる異動を除く。）は、その者が当該異動後の職を占めているものとした場合に定年退職をすることとなる日後には、行うことができない。ただし、<u>条例第4条第1項の規定により引き続き勤務している職員（以下「勤務延長職員」という。）の、特別の事情による場合の異動及び再任用をされている職員としての異動につ</u>いては、この限りでない。</p>

する場合は、この限りでない。

(勤務延長に係る任命権者)

第3条 [略]

(勤務延長に係る職員の同意)

第4条 [略]

(勤務延長職員の併任の制限)

第5条 任命権者は、勤務延長職員が従事している職務の遂行に支障がないと認められる場合を除き、勤務延長職員を併任することができない。

(勤務延長に係る他の任命権者に対する通知)

第6条 任命権者は、勤務延長を行う場合、勤務延長の期限を延長する場合及び勤務延長の期限を繰り上げる場合において、職員が任命権者を異にする職に併任されているときは、当該併任に係る職の任命権者にその旨を通知しなければならない。

(定年及び定年退職日に係る職員への周知)

第7条 [略]

(勤務延長の状況の報告)

第8条 任命権者は、毎年5月末日までに、次に掲げる事項を人事委員会に報告しなければならない。

- (1) 前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の事由及び期限の状況
- (2) 前年度に勤務延長の期限が到来した職員に係る条例第4条第2項の規定による期限の延長の状況

2 任命権者は、第2条第2項ただし書の規定による昇任、降任又は転任を行った場合には、速やかに当該昇任、降任又は転任の内容を人事委員会に報告しなければならない。

(特定管理監督職群を構成する管理監督職)

第9条 条例第9条第3項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、校長、副校長及び教頭とする。

(管理監督職への併任の制限)

第10条 法第28条の3の規定は、併任について準用する。

(勤務延長)

第3条 [略]

第4条 [略]

第5条 任命権者は、勤務延長(条例第4条第1項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。)を行う場合、勤務延長の期限を延長する場合及び勤務延長の期限を繰り上げる場合において、職員が任命権者を異にする職に併任されているときは、当該併任に係る職の任命権者にその旨を通知しなければならない。

(職員への周知)

第6条 [略]

(報告)

第7条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況を人事委員会に報告しなければならない。

(他の管理監督職の併任の解除)

第11条 職員が他の管理監督職（条例第6条に規定する職をいう。以下同じ。）に併任されている場合において、当該職員が条例第8条に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）をされたとき（条例第12条の規定により他の職への降任等をされたときを含む。）又は併任されている他の管理監督職の異動期間（条例第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下同じ。）の末日が到来したときは、任命権者は、当該併任を解除しなければならない。

(異動期間の延長に係る任命権者)

第12条 条例第9条に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第13条 条例第11条に規定する職員の同意は、書面によって得なければならない。

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合)

第14条 条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(管理監督職への併任の特例)

第15条 任命権者は、条例第9条の規定により延長された異動期間に係る管理監督職を占める職員が従事している職務の遂行に支障がないと認められる場合その他人事委員会が定める場合に限り、第10条の規定にかかわらず、当該職員を、他の管理監督職に併任することができる。

(延長した異動期間の期限の繰上げ)

第16条 任命権者は、条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

(異動期間の延長に係る他の任命権者に対する通知)

第17条 任命権者は、条例第9条の規定により異

動期間を延長する場合、異動期間の期限を繰り上げる場合及び異動期間の延長の事由の消滅により他の職への降任等をする場合において、職員が任命権者を異にする職に併任されているときは、当該併任に係る職の任命権者にその旨を通知しなければならない。

(異動期間の延長の状況の報告)

第18条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年の4月2日からその年の4月1日までの間に条例第9条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を人事委員会に報告しなければならない。

(定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意)

第19条 任命権者は、定年前再任用(条例第13条の規定により採用することをいう。以下同じ。)を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者(以下この条及び次条において「定年前再任用希望者」という。)に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

- (1) 定年前再任用を行う職に係る職務内容
- (2) 定年前再任用を行う日
- (3) 定年前再任用に係る勤務地
- (4) 定年前再任用をされた場合の給与
- (5) 定年前再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第20条 条例第13条の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の総合評価その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(定年前再任用の状況の報告)

第21条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年度における定年前再任用の状況を人事委員会に報告しなければならない。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

第22条 条例附則第3項の任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

第23条 条例附則第3項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報（第1号、第3号及び第4号に掲げる情報にあつては、当該職員が年齢60年に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。）とする。

(1) 法第28条の2から第28条の5までの規定による管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する情報

(2) 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次条第2項第3号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の任用に関する情報

(3) さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）附則第32項から第38項まで又はさいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）附則第24項から第32項までの規定による年齢60年に達した日後における最初の4月1日以後の当該職員の給料月額を引き下げる給与に関する特例措置（さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成13年さいたま市条例第43号）又はさいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成13年さいたま市条例第277号）の適用を受ける職員にあつては、これらに相当する給与に関する特例措置）に関する情報

(4) さいたま市職員退職手当条例附則第17項から第20項まで及び第25項又はさいたま市教職員退職手当条例（平成29年さいたま市条例第22号）附則第23項から第26項まで及び第31項の規定による当該職員が年齢60年に達した日から条例第3条に規定する定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に条例第2条の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同程度の額とする退職手当に関する特例措置（さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例又はさいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける職員にあつては、これらに相当する退職手当に関する特例措置）に関する情報

(5) 前各号に掲げるもののほか、条例附則第3項の規定により勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める情報

第24条 任命権者は、条例附則第3項の規定により職員の勤務の意思を確認する場合は、そのための期間を十分に確保するよう努めなければならない。

2 前項の勤務の意思の確認においては、次に掲げる事項を確認するものとする。

(1) 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思

(2) 年齢60年に達する日以後の退職の意思

(3) 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向

(4) その他任命権者が必要と認める事項

(その他)

第25条 [略]

(その他)

第8条 [略]

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第6項及び第13項の規定は、公布の日から施行する。

(令和4年改正条例附則第3項の規定による勤務についての準用)

2 この規則による改正後のさいたま市職員の定年等に関する条例施行規則（以下「改正後の施行規則」という。）第2条第2項、第3条から第6条まで及び第8条（同条第1項第1号に係る部分を除く。）の規定は、さいたま市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年さいたま市条例第35号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3項の規定による勤務について準用する。

(令和4年改正条例附則第4項の人事委員会規則で定める職)

3 令和4年改正条例附則第4項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が同項に規定する基準日（以下この項及び次項において「基準日」という。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年（同項に規定する新定年条例定年をいう。以下この項及び次項において同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、旧定年条例定年（令和4年改正条例附則第6項に規定する旧定年条例定年をいう。次項において同じ。））を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

(令和4年改正条例附則第4項の人事委員会規則で定める職員)

4 令和4年改正条例附則第4項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、旧定年条例定年）に達している職員とする。

(改正後の施行規則第2条第2項ただし書及び第8条第2項の規定の準用)

5 改正後の施行規則第2条第2項ただし書及び第8条第2項の規定は、令和4年改正条例附則第4項の規定により昇任し、降任し、又は転任することができない場合について準用する。

(定年前再任用の準備行為)

6 改正後の施行規則第19条の規定による定年前再任用の手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

(令和4年改正条例附則第21項の人事委員会規則で定める短時間勤務の職)

7 令和4年改正条例附則第21項の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が同項に規定する基準日（以下この項、次項及び附則第9項において「基準日」という。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年相当年齢（令和4年改正条例附則第12項に規定する新定年条例定年相当年齢をいう。以下この項、次項及び附則第9項において同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

(令和4年改正条例附則第21項の人事委員会規則で定める者)

8 令和4年改正条例附則第21項の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者とする。

(令和4年改正条例附則第21項の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤



務職員)

9 令和4年改正条例附則第21項の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第7項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（令和4年改正条例附則第21項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。）とする。

（暫定再任用をされることを希望する者に明示する事項）

10 任命権者は、暫定再任用（令和4年改正条例附則第6項、第7項、第11項又は第12項の規定により採用することをいう。以下同じ。）を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 暫定再任用を行う職に係る職務内容
- (2) 暫定再任用を行う日及び任期の末日
- (3) 暫定再任用に係る勤務地
- (4) 暫定再任用をされた場合の給与
- (5) 暫定再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

（暫定再任用の選考に用いる情報）

11 令和4年改正条例附則第6項、第7項、第11項及び第12項の人事委員会規則で定める情報は、当該各項の規定により採用しようとする者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の総合評価その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

（暫定再任用の状況の報告）

12 任命権者は、毎年5月末日までに、次に掲げる事項を人事委員会に報告しなければならない。

- (1) 前年度における暫定再任用の状況
- (2) 前年度における暫定再任用職員（令和4年改正条例附則第9項に規定する暫定

再任用職員をいう。附則第14項において同じ。)の任期の更新の状況  
(暫定再任用の準備行為)

13 附則第10項の規定による暫定再任用の手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

(令和4年改正条例附則第28項の規定の準用)

14 令和4年改正条例附則第28項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

(その他)

15 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が別に定める。

## さいたま市人事委員会規則第5号

### さいたま市職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の地域手当に関する規則（平成19年さいたま市人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(端数計算) 第3条 職員給与条例第12条第2項若しくは第4項若しくは第13条又は教職員給与条例第14条第2項若しくは第4項の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって地域手当の月額とする。職員給与条例第23条（教職員給与条例第23条において準用する場合を含む。）、第27条第4項及び第5項（教職員給与条例第25条において準用する場合を含む。）<u>並びに第30条第3項</u>（教職員給与条例第26条において準用する場合を含む。）に規定する地域手当並びにさいたま市職員の修学部分休業に関する条例（令和3年さいたま市条例第32号）第3条の規定により給与を減額して支給する場合の減じるべき額の算出の基礎となる地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。</p>	<p>(端数計算) 第3条 職員給与条例第12条第2項若しくは第4項若しくは第13条又は教職員給与条例第14条第2項若しくは第4項の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって地域手当の月額とする。職員給与条例第23条（教職員給与条例第23条において準用する場合を含む。）、第27条第4項及び第5項（教職員給与条例第25条において準用する場合を含む。）、<u>第30条第3項</u>（教職員給与条例第26条において準用する場合を含む。）、<u>附則第32項第2号から第4号まで、附則第34項、教職員給与条例附則第23項第2号から第4号まで並びに附則第25項</u>に規定する地域手当並びにさいたま市職員の修学部分休業に関する条例（令和3年さいたま市条例第32号）第3条の規定により給与を減額して支給する場合の減じるべき額の算出の基礎となる地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。</p>

### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市人事委員会規則第6号

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表第7（第22条関係）					別表第7（第22条関係）				
(1) [略]					(1) [略]				
(2) 医療職給料表(1)昇格時号給対応表					(2) 医療職給料表(1)昇格時号給対応表				
昇格した日の前日に受けていた号給	2級	3級	4級	5級	昇格した日の前日に受けていた号給	2級	3級	4級	5級
[略]					[略]				
42	<u>21</u>	[略]			42	<u>22</u>	[略]		
43	<u>22</u>	[略]			43	<u>23</u>	[略]		
44	<u>22</u>	[略]			44	<u>24</u>	[略]		
45	<u>23</u>	[略]			45	<u>25</u>	[略]		
46	<u>23</u>	[略]			46	<u>25</u>	[略]		
47	<u>24</u>	[略]			47	<u>25</u>	[略]		
48	<u>24</u>	[略]			48	<u>26</u>	[略]		
49	<u>25</u>	[略]			49	<u>26</u>	[略]		
50	<u>25</u>	[略]			50	<u>26</u>	[略]		
51	<u>26</u>	[略]			51	<u>27</u>	[略]		
52	<u>26</u>	[略]			52	<u>27</u>	[略]		
53	27	[略]			53	27	[略]		
54	<u>27</u>	[略]			54	<u>28</u>	[略]		
[略]					[略]				
(3)~(5) [略]					(3)~(5) [略]				

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のさいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第7の規定は、令和4年4月1日から適用する。

### (経過措置)

- 2 令和4年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前のさいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。